

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	上中川地区 (上中川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 12日	
	(第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は昭和40年後半から50年前半に区画整備事業が行われ、平坦地に位置することから水稻を中心にリンゴ、モモなどが作付けされている。

・耕作者は40～80代と年齢幅が広く、集落外からの入作者も多い。集落内の40～70代の耕作者5戸で構成する上中川水稻生産集団は、水稻30haを作付けしており、水稻については、今後10年後も後継者がいる。

・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。

【地域の基礎的データ】農業者:10人(うち50歳代以下3人) 認定農業者:1人 新規就農者:1人
主な作物:水稻、リンゴ、モモ、きゅうりなど

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内の農地は、地区内の水稻生産集団または規模拡大を志向する入作者に集積し、農地中間管理事業により集約化を進めることで作業の効率化を図る。

・集落内の農村環境を維持するため、農道及び農業用水路は自治区と耕作者が一体となって保全に努め、基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者や水稻生産集団に集積し、さらに、農作業の効率化を図るため集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、農業用施設が老朽化した箇所は集落や耕作者の意向を踏まえながら、計画的に農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在は水稻生産集団や入作者を含む中心経営体が確保されているが、いずれ後継者不足や高齢化による農業従事者の減少で農地の保全管理が困難になる可能性があるため、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り、農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作放棄地となった農地へ遊休農地再生事業等を活用しながら農地の適正な管理に努める。